

## 奈良県告示第一号

奈良県監査委員条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号）第三条の規定により  
知事が指定する識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものは、  
次のおりとした。

平成二十九年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするもの

江南 政治

斎藤 信一郎